

令和5年 12 月 22 日

【照会先】

神奈川県労働局職業安定部職業対策課

課 長 関口 靖彦

課長補佐 佐藤 貴紀

地方障害者雇用担当官 隈園 裕子

電 話 045-650-2801

報道関係者 各位

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

神奈川県労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和5年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は27,119.0人、対前年比6.4%（1,640.5人）増加
- ・実雇用率は2.29%、対前年比0.09ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は46.6%（対前年比0.8ポイント上昇）

＜公的機関＞（同2.6%、県及び市町村の一定の教育委員会は2.5%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・県の機関：雇用障害者数 346.5人（330.5人）、実雇用率 2.98%（2.84%）
- ・市町村等の機関：雇用障害者数 2,410.5人（2,312.0人）、実雇用率 2.70%（2.62%）
- ・県の教育委員会：雇用障害者数 634.5人（614.5人）、実雇用率 2.59%（2.52%）

＜地方独立行政法人等＞（同2.6%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数 151.0人（141.5人）、実雇用率 2.61%（2.43%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 27,119.0 人で、前年より 6.4%（1640.5 人）増加し、過去最高となった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は 14,208.0 人（対前年比 2.3%増）、知的障害者は 6,809.0 人（対前年比 5.0%増）、精神障害者は 6,102.0 人（対前年比 19.6%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・実雇用率は、11 年連続で過去最高の 2.29%（前年は 2.20%）、法定雇用率達成企業の割合は 46.6%（前年は 45.8%）であった。

[総括表 1、グラフ（1）、詳細表 1（1）]

○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5 人～100 人未満規模企業で 2,699.5 人（前年は 2,564.5 人）、100～300 人未満で 5,187.0 人（同 5,017.5 人）、300～500 人未満で 2,270.0 人（同 2,291.5 人）、500～1,000 人未満で 4,825.5 人（同 4,348.5 人）、1,000 人以上で 12,137.0 人（同 11,256.5 人）と、300～500 人未満の企業規模を除いて前年より増加した。
- ・実雇用率は、43.5 人～100 人未満で 1.65%（前年は 1.57%）、100～300 人未満で 1.90%（同 1.86%）、300～500 人未満で 2.04%（同 2.00%）、500～1,000 人未満で 2.96%（同 2.76%）、1,000 人以上で 2.57%（同 2.47%）と、全ての企業規模で前年を上回った。
なお、民間企業全体の実雇用率 2.29%（同 2.20%）と比較すると、
→1,000 人以上規模企業（2.57%）、500～1,000 人未満（2.96%）については上回った。
→300～500 人未満（2.04%）、100～300 人未満（1.90%）、43.5～100 人未満（1.65%）、については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100 人未満規模企業が 43.7%（前年は 43.5%）、100～300 人未満が 48.1%（同 48.0%）、300～500 人未満が 41.3%（同 38.8%）、500～1,000 人未満が 55.8%（同 48.2%）、1,000 人以上が 70.1%（同 64.8%）と、全ての企業規模で前年より増加した。

[グラフ（2）・（3）、詳細表 1（2）]

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が27.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が5.0人、「建設業」が500.5人、「製造業」が7,794.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が12.0人、「情報通信業」が1,780.5人、「運輸業、郵便業」が1,797.0人、「卸売業、小売業」が4,189.5人、「金融業、保険業」が334.5人、「不動産業、物品賃貸業」が233.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が1,091.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が722.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が602.0人、「教育・学習支援業」が375.0人、「医療、福祉」が5,077.5人、「複合サービス事業」が195.5人、「サービス業」が2,381.0人で、「建設業」「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」以外の業種で前年よりも増加した。

- 産業別の実雇用率では「運輸業、郵便業」(2.34%)、「医療、福祉」(3.11%)の2業種は、民間企業全体の2.29%を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和5年の法定雇用率未達成企業は2,709社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が65.8%と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)が、未達成企業に占める割合は58.0%となっている。

[詳細表1(4)]

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.6%）

県の機関に在職している障害者の数は 346.5 人で前年より 4.8%（16.0 人）増加しており、実雇用率は 2.98%と前年に比べ 0.14 ポイント上昇した。

5 機関のうち 5 機関が達成。

[総括表 2（1）、詳細表 2（1）、4（1）]

(2) 市町村等の機関（法定雇用率 2.6%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は 2,410.5 人で前年より 4.3%（98.5 人）増加しており、実雇用率は 2.70%と前年に比べ 0.08 ポイント上昇した。

35 機関中 28 機関が達成。

[総括表 2（2）、詳細表 2（2）、4（3）]

(3) 県の教育委員会（法定雇用率 2.5%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は 634.5 人で、前年に比べ 3.3%（20.0 人）増加しており、実雇用率は 2.59%と前年に比べ 0.07 ポイント上昇した。

[総括表 2（3）、詳細表 4（2）]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.6%）に雇用されている障害者の数は 151.0 人で、実雇用率は 2.61%であった。

7 法人中 7 法人が達成。

[総括表 3、詳細表 3、4（4）]

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	1,182,010.5 人	27,119.0 人	2.29 %	2,368 / 5,077	46.6 %
	[22,824 人]	[22,824 人]			
	(1,159,589.0 人)	(25,478.5 人)	(2.20 %)	(2,308 / 5,043)	(45.8 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の機関	11,624.0 人	346.5 人	2.98 %	5 / 5	100.0 %
	[281 人]	[281 人]			
	(11,627.0 人)	(330.5 人)	(2.84 %)	(5 / 5)	(100.0 %)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	89,239.0 人	2,410.5 人	2.70 %	28 / 35	80.0 %
	[1,898 人]	[1,898 人]			
	(88,371.0 人)	(2,312.0 人)	(2.62 %)	(24 / 35)	(68.6 %)

※市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの2機関は、令和5年12月1日までに達成済み。

(3) 法定雇用率2.5%が適用される県の教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	24,494.5 人	634.5 人	2.59 %	1 / 1	100.0 %
	[544 人]	[544 人]			
	(24,341.5 人)	(614.5 人)	(2.52 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

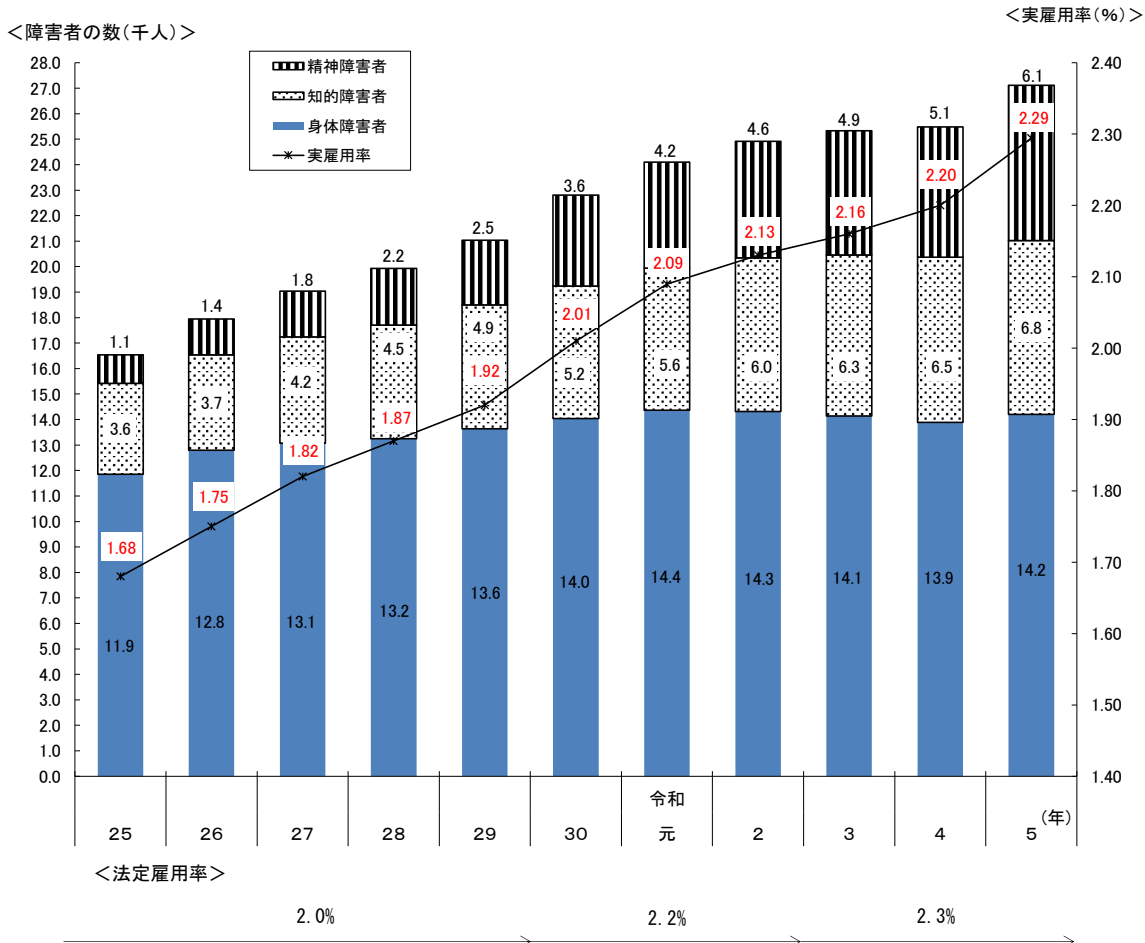
3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	5,796.5 人	151.0 人	2.61 %	7 / 7	100.0 %
	[136 人]	[136 人]			
	(5,823.5 人)	(141.5 人)	(2.43 %)	(5 / 7)	(71.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.5%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模、令和3年からは43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

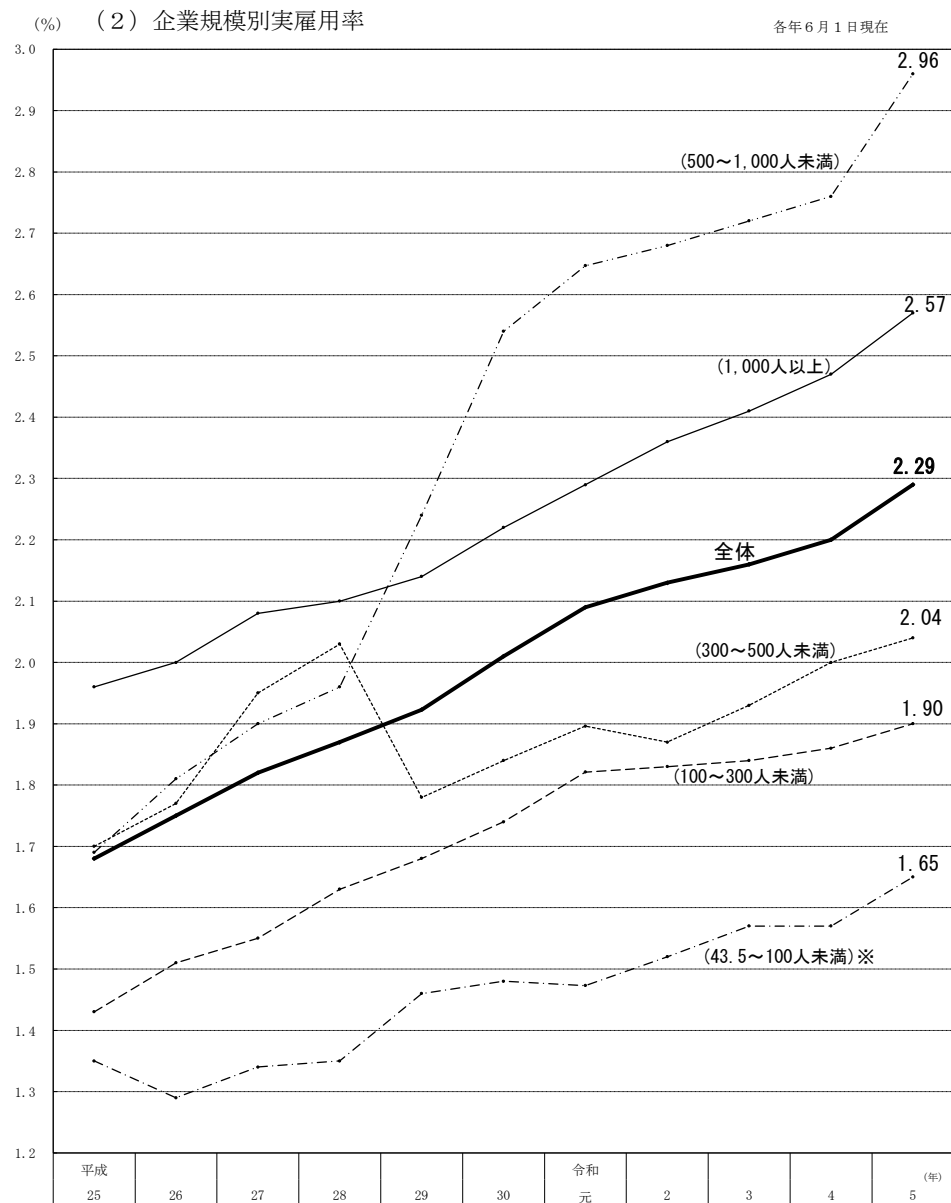
平成17年まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年以降 平成22年まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

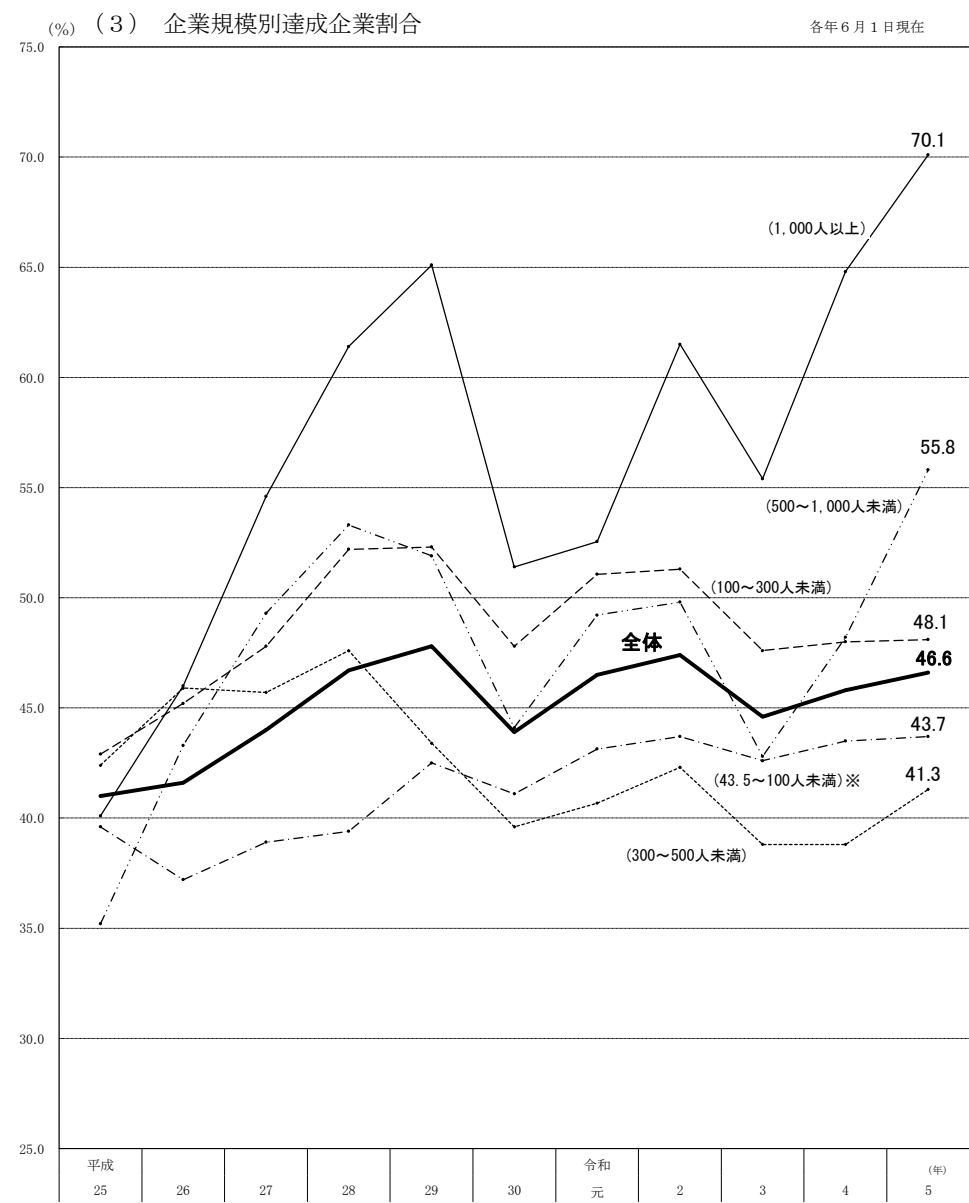
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

注3：法定雇用率は、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

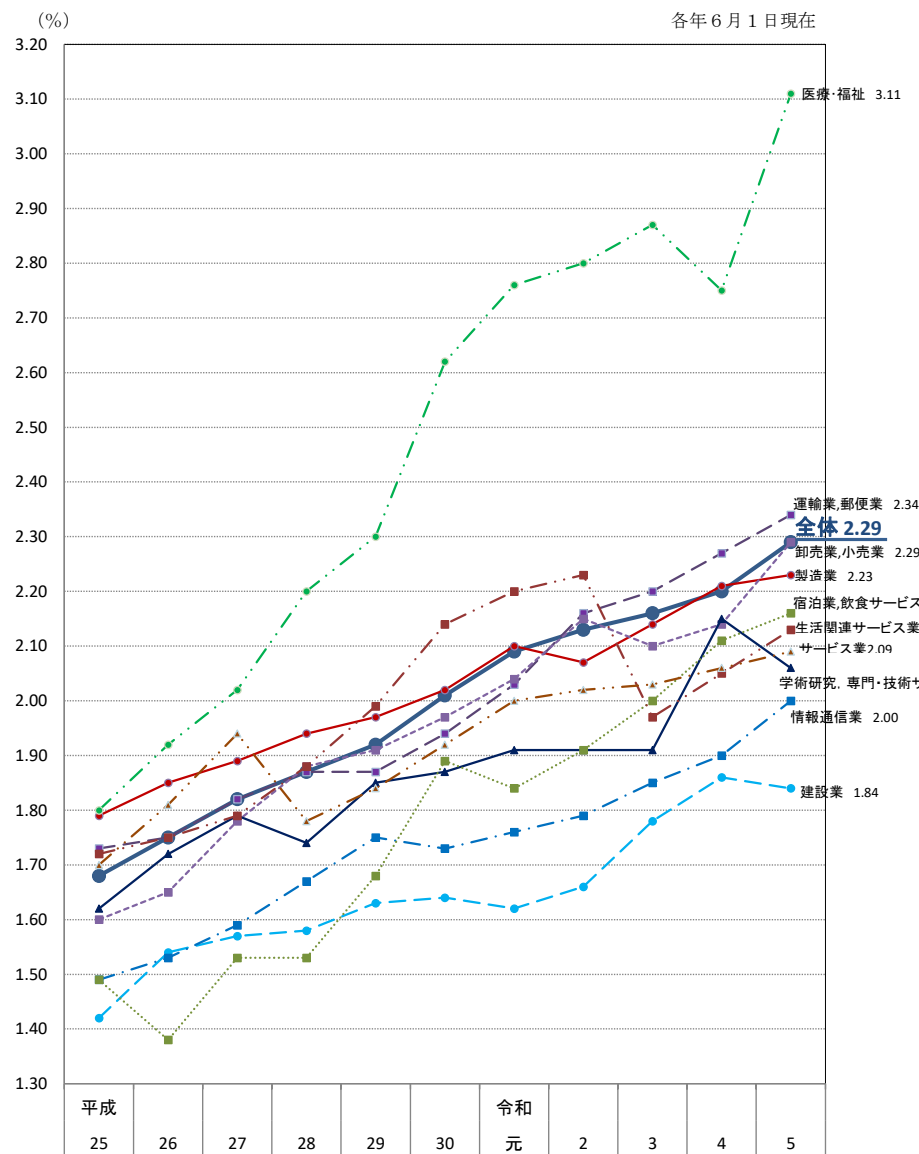


※平成25～平成29年までは50～100人未満、平成30年から令和2年までは45.5～100人未満、令和3年からは43.5～100人未満



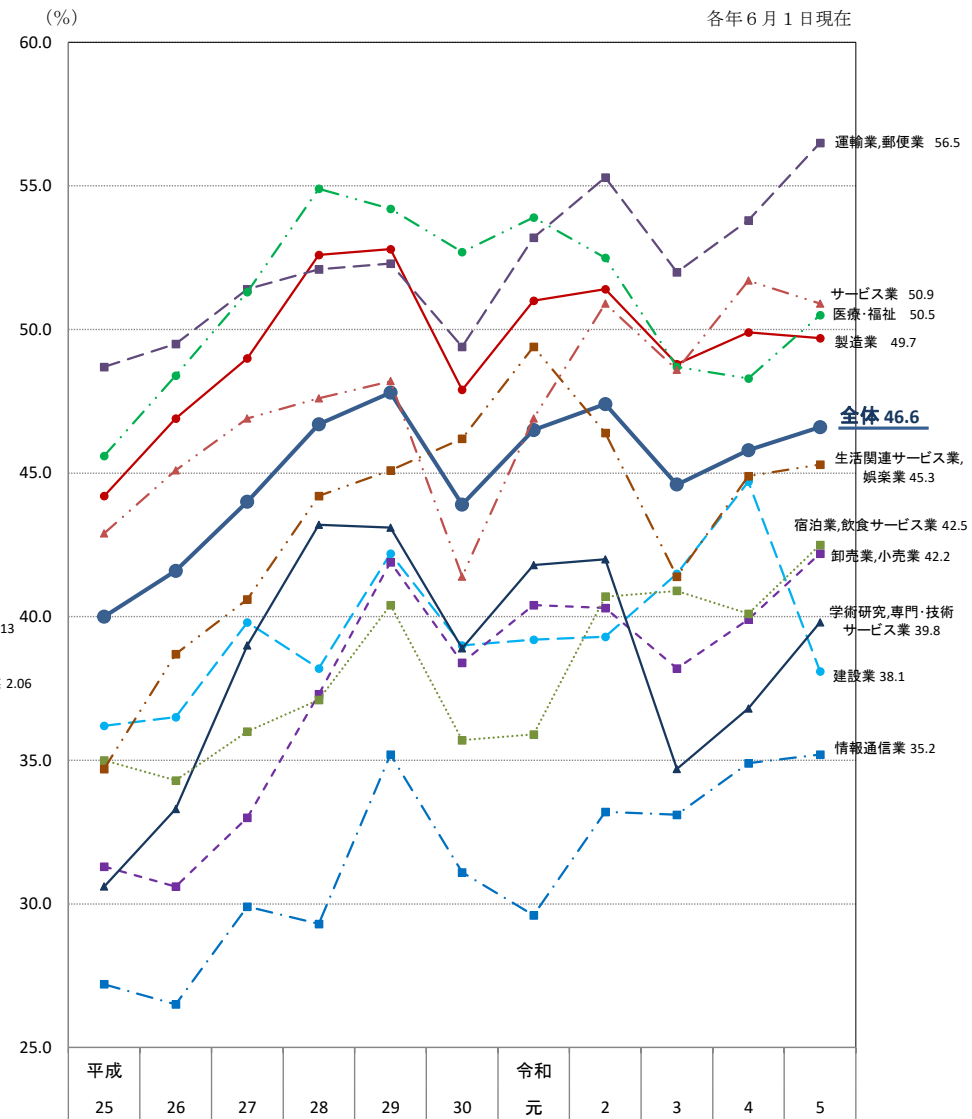
※平成25～平成29年までは50～100人未満、平成30年から令和2年までは45.5～100人未満、令和3年からは43.5～100人未満

(4) 産業別実雇用率



注1 グラフ作成上、企業数が150社に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業及び複合サービス業は除いている。

(5) 産業別達成企業割合



注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
 [労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等]
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

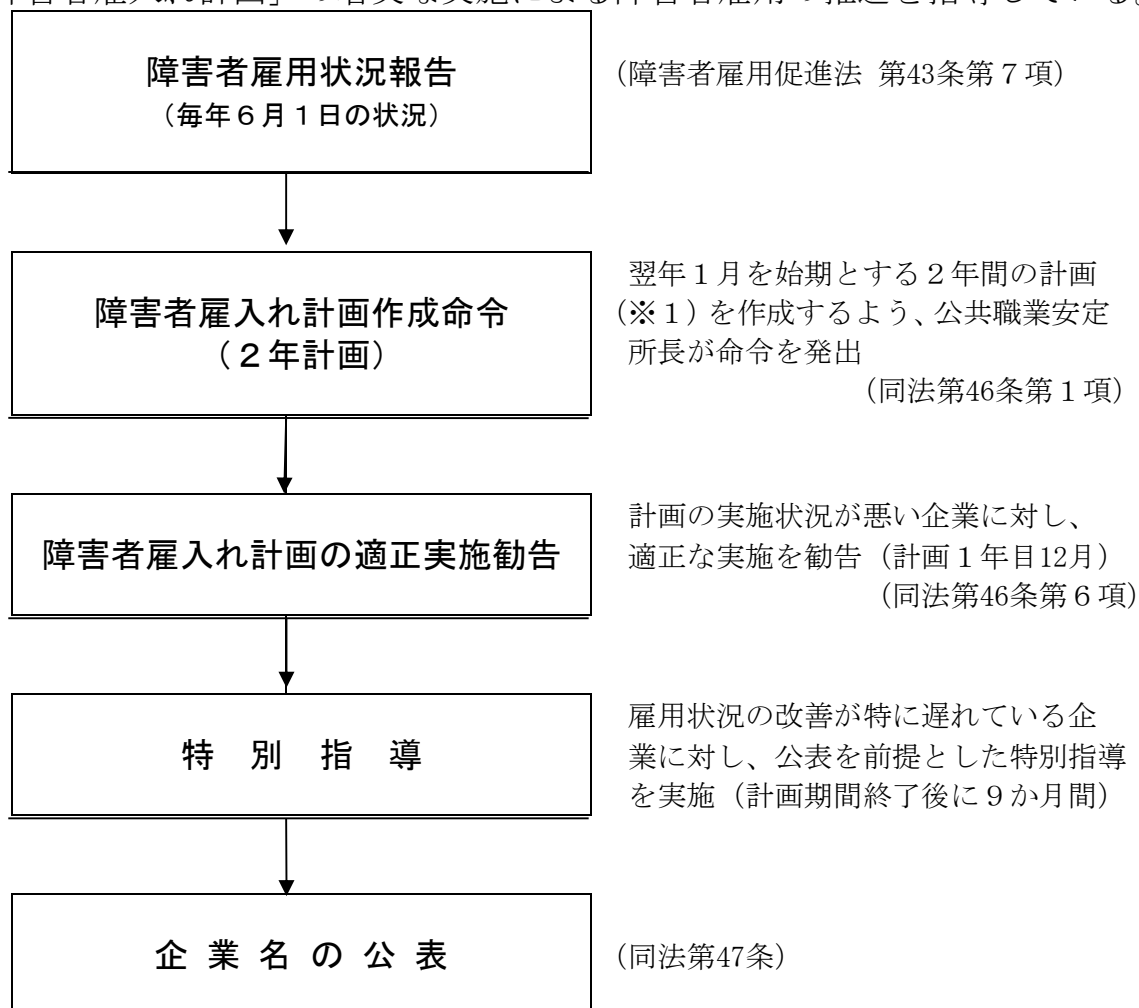
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

○ 令和4年度の実績(※2)

- * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 18社
- * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 14社
- * 「特別指導」の実施 5社

○ 障害者雇入れ計画を実施中の企業 40社(令和4年度末現在)

○ 企業名の公表 平成21年度1社 令和4年度1社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.3%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E ÷ ② × 100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者 (注3)	B. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者 (注3) (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者 (注3) (注5)	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5 (注2)	F. うち新規雇 用分 (注6)			
民間企業	企業 5,077 (5,043)	人 1,182,010.5 (1,159,589.0)	人 5,212 (5,008)	人 778 (817)	人 15,000 (13,300)	人 1,834 (2,691)	人 27,119.0 (25,478.5)	人 2,910.5 (2,757.5)	% 2.29 (2.20)	企業 2,368 (2,308)	% 46.6 (45.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身 体障害者 (注4)	b. 重 度 身体障害 者である短 時間労働 者 (注4)	c. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	d. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5 (注2) (注3)	f. うち新規 雇用分 (注6)	a. 重度知 的障害者 (注4)	b. 重 度 知的障害 者である短 時間労働 者 (注4)	c. 重度以 外の知 的障害者 (注4)	d. 重度以 外の知 的障害者 (注4)	e. 計 a × 2 + b + c + d × 0.5 (注2) (注3)	f. うち新規 雇用分 (注6)	c. 精神障 害者 (注4)	d. 精神障 害者 である短 時間労働 者 (注4)	e. dのうち、 (注5)に該 当する労働 者	f. 計 c + (d - e) × 0.5 + e (注3)	g. うち新規雇 用分 (注6)
民間企業	人 27,119.0 (25,478.5)	人 4,263 (4,106)	人 583 (640)	人 4,743 (4,673)	人 712 (730)	人 14,208.0 (13,890.0)	人 946.5 (1,066.5)	人 949 (902)	人 195 (177)	人 4,155 (3,915)	人 1,122 (1,178)	人 6,809.0 (6,485.0)	人 681.0 (599.0)	人 4,040 (3,623)	人 2,062 (1,872)	人 2,062 (1,089)	人 6,102.0 (5,103.5)	人 1,283.0 (1,092.0)

【1 (1) ①表の注】

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしている。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

【1 (1) ②表の注】

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的障 害者(注3)	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者(注3)	C.重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注3)(注4)	D.重度以外 の身体障害者及 び知的障害者 である短時間労働 者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇 用分(注6)			
規模計	企業 5,077 (5,043)	1,182,010.5 (1,159,589.0)	5,212 (5,008)	778 (817)	15,000 (13,300)	1,834 (2,691)	27,119.0 (25,478.5)	2,910.5 (2,757.5)	2.29 % (2.20)	企業 2,368 (2,308)	46.6 % (45.8)
43.5～ 100人未満	2,534 (2,516)	163,303.0 (162,937.0)	473 (463)	105 (112)	1,524 (1,344)	249 (365)	2,699.5 (2,564.5)	311.5 (257.5)	1.65 (1.57)	1,108 (1,095)	43.7 (43.5)
100～ 300人未満	1,800 (1,781)	272,285.0 (269,997.5)	1,003 (1,011)	191 (199)	2,823 (2,553)	334 (487)	5,187.0 (5,017.5)	528.0 (506.5)	1.90 (1.86)	866 (854)	48.1 (48.0)
300～ 500人未満	315 (322)	111,408.5 (114,324.5)	423 (441)	67 (83)	1,293 (1,219)	128 (215)	2,270.0 (2,291.5)	241.5 (260.0)	2.04 (2.00)	130 (125)	41.3 (38.8)
500～ 1000人未満	251 (245)	163,065.0 (157,471.0)	729 (682)	229 (229)	2,803 (2,296)	671 (919)	4,825.5 (4,348.5)	750.5 (568.0)	2.96 (2.76)	140 (118)	55.8 (48.2)
1,000人以上	177 (179)	471,949.0 (454,859.0)	2,584 (2,411)	186 (194)	6,557 (5,888)	452 (705)	12,137.0 (11,256.5)	1,079.0 (1,165.5)	2.57 (2.47)	124 (116)	70.1 (64.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障 害者(注4)	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外 の身体障害者 (注4)	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用 分(注6)	a.重度知的障 害者(注4)	b. 重度 知的障害者で ある短時間労働 者(注4)	c. 重度以外 の知的障害者 (注4)	d. 重度以外 の知的障害者で ある短時間労働 者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用 分(注6)	c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間 労働者(注4)	e.dのうち、 (注5)に該 当する職員	f. 計 e+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用 分 (注6)
規模計	27,119.0 (25,478.5)	4,263 (4,106)	583 (640)	4,743 (4,673)	712 (730)	14,208.0 (13,890.0)	946.5 (1,066.5)	949 (902)	195 (177)	4,155 (3,915)	1,122 (1,178)	6,809.0 (6,485.0)	681.0 (599.0)	4,040 (3,623)	2,062 (1,872)	2,062 (1,089)	6,102.0 (5,103.5)	1,283.0 (1,092.0)
43.5～ 100人未満	2,699.5 (2,564.5)	389 (392)	72 (78)	597 (592)	107 (108)	1,500.5 (1,508.0)		84 (71)	33 (34)	367 (371)	142 (136)	639.0 (615.0)		335 (288)	225 (214)	225 (93)	560.0 (441.5)	
100～ 300人未満	5,187.0 (5,017.5)	873 (895)	142 (151)	1,050 (1,038)	142 (164)	3,009.0 (3,061.0)		130 (116)	49 (48)	767 (738)	192 (204)	1,172.0 (1,120.0)		723 (635)	283 (261)	283 (142)	1,006.0 (836.5)	
300～ 500人未満	2,270.0 (2,291.5)	374 (389)	61 (67)	452 (463)	71 (78)	1,296.5 (1,347.0)		49 (52)	6 (16)	374 (342)	57 (82)	506.5 (503.0)		366 (367)	101 (102)	101 (47)	467.0 (441.5)	
500～ 1000人未満	4,825.5 (4,348.5)	622 (585)	166 (188)	721 (729)	197 (183)	2,229.5 (2,178.5)		107 (97)	63 (41)	520 (505)	474 (463)	1,034.0 (971.5)		635 (536)	927 (799)	927 (526)	1,562.0 (1,198.5)	
1,000以上	12,137.0 (11,256.5)	2,005 (1,845)	142 (156)	1,923 (1,851)	195 (197)	6,172.5 (5,795.5)		579 (566)	44 (38)	2,127 (1,959)	257 (293)	3,457.5 (3,275.5)		1,981 (1,797)	526 (496)	526 (281)	2,507.0 (2,185.5)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外 の身体障害者及 び知的障害者 である短時間労働者 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇用 分(注6)			
産業計	企業 5,077 (5,043)	人 1,182,010.5 (1,159,589.0)	人 5,212 (5,008)	人 778 (817)	人 15,000 (13,300)	人 1,834 (2,691)	人 27,119.0 (25,478.5)	人 2,910.5 (2,757.5)	% 2.29 (2.20)	企業 2,368 (2,308)	% 46.6 (45.8)
農、林、漁業	企業 10 (8)	人 1,369.5 (1,253.0)	人 4 (3)	人 0 (0)	人 18 (17)	人 2 (3)	人 27.0 (24.5)	人 3.5 (1.5)	% 1.97 (1.96)	企業 6 (4)	% 60.0 (50.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 (3)	282.5 (282.5)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	0.0 (0.0)	1.77 (1.06)	1 (0)	33.3 (0.0)
建設業	189 (190)	27,208.0 (27,469.0)	128 (129)	5 (9)	231 (233)	17 (22)	500.5 (511.0)	31.0 (38.5)	1.84 (1.86)	72 (85)	38.1 (44.7)
製造業	1,203 (1,212)	349,229.0 (332,085.5)	1,836 (1,743)	71 (78)	3,967 (3,657)	169 (207)	7,794.5 (7,324.5)	524.5 (509.5)	2.23 (2.21)	598 (605)	49.7 (49.9)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	7 (6)	681.5 (599.0)	4 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	12.0 (8.0)	2.0 (0.0)	1.76 (1.34)	4 (3)	57.1 (50.0)
情報通信業	298 (292)	88,854.0 (80,423.0)	404 (357)	14 (14)	953 (790)	11 (17)	1,780.5 (1,526.5)	181.0 (137.5)	2.00 (1.90)	105 (102)	35.2 (34.9)
運輸業、郵便業	469 (470)	76,913.5 (77,973.5)	371 (366)	49 (56)	966 (925)	80 (109)	1,797.0 (1,767.5)	142.0 (144.5)	2.34 (2.27)	265 (253)	56.5 (53.8)
卸売業、小売業	677 (664)	183,346.5 (196,539.5)	740 (741)	79 (112)	2,520 (2,432)	221 (374)	4,189.5 (4,213.0)	455.5 (456.0)	2.29 (2.14)	286 (265)	42.2 (39.9)
金融業、保険業	37 (36)	15,338.5 (15,426.5)	82 (83)	8 (8)	160 (155)	5 (6)	334.5 (332.0)	18.0 (23.0)	2.18 (2.15)	15 (15)	40.5 (41.7)
不動産業、 物品賃貸業	102 (103)	14,317.5 (13,820.5)	60 (62)	6 (8)	103 (90)	9 (15)	233.5 (229.5)	17.5 (18.5)	1.63 (1.66)	32 (31)	31.4 (30.1)
学術研究、専 門・技術サー ビス業	196 (185)	52,887.5 (60,394.0)	263 (285)	10 (39)	548 (638)	15 (100)	1,091.5 (1,297.0)	114.5 (271.5)	2.06 (2.15)	78 (68)	39.8 (36.8)
宿泊業、飲食 サービス業	167 (172)	33,464.0 (32,708.0)	102 (94)	28 (32)	438 (399)	105 (144)	722.5 (691.0)	70.0 (71.0)	2.16 (2.11)	71 (69)	42.5 (40.1)
生活関連サー ビス業、娯楽業	172 (167)	28,280.0 (27,056.0)	79 (77)	43 (41)	360 (295)	82 (132)	602.0 (556.0)	78.5 (72.5)	2.13 (2.05)	78 (75)	45.3 (44.9)
教育、学習支援業	141 (138)	23,328.0 (22,210.5)	73 (68)	14 (15)	204 (164)	22 (33)	375.0 (331.5)	37.5 (27.0)	1.61 (1.49)	46 (40)	32.6 (29.0)
医療、福祉	869 (874)	163,304.0 (151,906.0)	572 (497)	350 (298)	3,110 (2,230)	947 (1,305)	5,077.5 (4,174.5)	929.5 (670.0)	3.11 (2.75)	439 (422)	50.5 (48.3)
複合サービス事業	20 (20)	9,027.0 (9,135.0)	45 (57)	5 (9)	95 (85)	11 (13)	195.5 (214.5)	11.5 (10.5)	2.17 (2.35)	9 (11)	45.0 (55.0)
サービス業	517 (503)	114,179.5 (110,307.5)	448 (444)	96 (98)	1,320 (1,183)	138 (211)	2,381.0 (2,274.5)	294.0 (306.0)	2.09 (2.06)	263 (260)	50.9 (51.7)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外の 身体障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2) (注3)	f. うち新規雇用 分(注6)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者である 短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者である 短時間労働者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2) (注3)	f. うち新規雇用 分(注6)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労働者 (注4)	e. dのうち、 (注5)に該当する労働者 (注4)	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)	g. うち新規雇用 分(注6)
産業計	27,119.0 (25,478.5)	4,263 (4,106)	583 (640)	4,743 (4,673)	712 (730)	14,208.0 (13,890.0)	946.5 (1,066.5)	949 (902)	195 (177)	4,155 (3,915)	1,122 (1,178)	6,809.0 (6,485.0)	681.0 (599.0)	4,040 (3,623)	2,062 (1,872)	2,062 (1,089)	6,102.0 (5,103.5)	1,283.0 (1,092.0)
農、林、漁業	27.0 (24.5)	3 (3)	0 (0)	7 (3)	0 (2)	13.0 (10.0)		1 (0)	0 (0)	5 (9)	2 (1)	8.0 (9.5)		5 (5)	1 (0)	1 (0)	6.0 (5.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	5.0 (3.0)	1 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	
建設業	500.5 (511.0)	122 (124)	5 (9)	135 (152)	11 (9)	389.5 (413.5)		6 (5)	0 (0)	32 (23)	6 (8)	47.0 (37.0)		53 (54)	11 (9)	11 (4)	64.0 (60.5)	
製造業	7,794.5 (7,324.5)	1,504 (1,428)	55 (59)	1,495 (1,469)	65 (63)	4,590.5 (4,415.5)		332 (315)	16 (19)	1,308 (1,198)	104 (101)	2,040.0 (1,897.5)		1,067 (937)	97 (96)	97 (53)	1,164.0 (1,011.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	12.0 (8.0)	4 (2)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	12.0 (8.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	1,780.5 (1,526.5)	397 (350)	14 (14)	323 (297)	9 (7)	1,135.5 (1,014.5)		7 (7)	0 (0)	98 (80)	2 (1)	113.0 (94.5)		495 (404)	37 (18)	37 (9)	532.0 (417.5)	
運輸業、郵便業	1,797.0 (1,767.5)	309 (307)	42 (46)	434 (440)	46 (49)	1,117.0 (1,124.5)		62 (59)	7 (10)	288 (265)	34 (43)	436.0 (414.5)		186 (188)	58 (49)	58 (32)	244.0 (228.5)	
卸売業、小売業	4,189.5 (4,213.0)	531 (534)	62 (90)	621 (667)	84 (95)	1,787.0 (1,872.5)		209 (207)	17 (22)	1,022 (1,015)	137 (167)	1,525.5 (1,534.5)		635 (611)	242 (251)	242 (139)	877.0 (806.0)	
金融業、保険業	334.5 (332.0)	80 (81)	8 (8)	82 (85)	4 (4)	252.0 (257.0)		2 (2)	0 (0)	32 (28)	1 (2)	36.5 (33.0)		41 (36)	5 (6)	5 (6)	46.0 (42.0)	
不動産業、物品賃貸業	233.5 (229.5)	43 (42)	6 (7)	41 (37)	8 (6)	137.0 (131.0)		17 (20)	0 (1)	17 (13)	1 (1)	51.5 (54.5)		29 (32)	16 (16)	16 (8)	45.0 (44.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	1,091.5 (1,297.0)	235 (263)	10 (35)	216 (241)	8 (34)	700.0 (819.0)		28 (22)	0 (4)	86 (98)	7 (40)	145.5 (166.0)		203 (249)	43 (76)	43 (50)	246.0 (312.0)	
宿泊業、飲食サービス業	722.5 (691.0)	68 (62)	12 (17)	86 (90)	29 (32)	248.5 (247.0)		34 (32)	16 (15)	188 (182)	76 (88)	310.0 (305.0)		93 (95)	71 (56)	71 (32)	164.0 (139.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	602.0 (556.0)	52 (47)	25 (24)	83 (88)	43 (41)	233.5 (226.5)		27 (30)	18 (17)	88 (82)	39 (50)	179.5 (184.0)		82 (70)	107 (96)	107 (55)	189.0 (145.5)	
教育・学習支援業	375.0 (331.5)	66 (62)	13 (14)	70 (66)	18 (15)	224.0 (211.5)		7 (6)	1 (1)	30 (25)	4 (7)	47.0 (41.5)		79 (64)	25 (20)	25 (9)	104.0 (78.5)	
医療、福祉	5,077.5 (4,174.5)	450 (392)	240 (223)	606 (522)	279 (250)	1,885.5 (1,654.0)		122 (105)	110 (75)	620 (590)	668 (623)	1,308.0 (1,186.5)		641 (489)	1,243 (1,061)	1,243 (629)	1,884.0 (1,334.0)	
複合サービス事業	195.5 (214.5)	41 (50)	2 (6)	43 (47)	6 (5)	130.0 (155.5)		4 (7)	3 (3)	18 (14)	5 (6)	31.5 (34.0)		27 (21)	7 (5)	7 (3)	34.0 (25.0)	
サービス業	2,381.0 (2,274.5)	357 (359)	89 (88)	495 (463)	102 (118)	1,349.0 (1,328.0)		91 (85)	7 (10)	323 (293)	36 (40)	530.0 (493.0)		403 (367)	99 (113)	99 (60)	502.0 (453.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の 割合
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者である 短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者 (注3) (注4)	D. 重度以外の 身体障害者及び知的障害者 である短時間労働者 (注3) (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5 (注2)	F. うち新規雇用 分 (注6)			
製造業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	1,203	349,229.0	1,836	71	3,967	169	7,794.5	524.5	2.23	598	49.7
	(1,212)	(332,085.5)	(1,743)	(78)	(3,657)	(207)	(7,324.5)	(509.5)	(2.21)	(605)	(49.9)
食料品・たばこ	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	112	29,717.5	122	19	452	57	743.5	60.5	2.50	75	67.0
	(116)	(30,699.0)	(119)	(22)	(453)	(75)	(750.5)	(53.5)	(2.44)	(71)	(61.2)
繊維工業	12	1,280.0	5	0	7	0	17.0	0.0	1.33	5	41.7
	(10)	(1,015.5)	(5)	(0)	(8)	(0)	(18.0)	(0.0)	(1.77)	(6)	(60.0)
木材・家具	10	5,110.0	28	1	63	0	120.0	5.0	2.35	7	70.0
	(9)	(5,039.0)	(30)	(0)	(63)	(1)	(123.5)	(7.0)	(2.45)	(6)	(66.7)
パルプ・紙・印刷	51	6,216.0	29	1	102	2	162.0	5.0	2.61	29	56.9
	(50)	(5,985.5)	(27)	(2)	(100)	(2)	(157.0)	(16.0)	(2.62)	(31)	(62.0)
化学工業	119	20,611.5	77	9	237	20	410.0	47.0	1.99	57	47.9
	(117)	(20,013.5)	(84)	(8)	(196)	(17)	(380.5)	(33.0)	(1.90)	(59)	(50.4)
窯業・土石	22	2,168.0	10	1	20	2	42.0	5.0	1.94	12	54.5
	(20)	(2,109.0)	(10)	(1)	(20)	(2)	(42.0)	(2.0)	(1.99)	(12)	(60.0)
鉄鋼	16	2,101.5	7	1	29	2	45.0	4.0	2.14	9	56.3
	(18)	(2,627.5)	(9)	(2)	(35)	(3)	(56.5)	(2.0)	(2.15)	(13)	(72.2)
非鉄金属	25	6,740.5	24	1	93	2	143.0	19.5	2.12	17	68.0
	(23)	(5,990.5)	(25)	(2)	(70)	(2)	(123.0)	(5.0)	(2.05)	(13)	(56.5)
金属製品	120	14,039.5	73	5	198	6	352.0	18.5	2.51	61	50.8
	(123)	(13,569.0)	(67)	(5)	(198)	(6)	(340.0)	(27.5)	(2.51)	(63)	(51.2)
電気機械	214	58,911.0	312	5	627	41	1,276.5	63.5	2.17	95	44.4
	(203)	(57,734.0)	(304)	(8)	(603)	(46)	(1,242.0)	(91.5)	(2.15)	(92)	(45.3)
その他機械	382	171,129.0	981	20	1,772	29	3,768.5	264.5	2.20	184	48.2
	(396)	(163,420.5)	(935)	(20)	(1,655)	(37)	(3,563.5)	(227.0)	(2.18)	(191)	(48.2)
その他	120	31,204.5	168	8	367	8	715.0	32.0	2.29	47	39.2
	(127)	(23,882.5)	(128)	(8)	(256)	(16)	(528.0)	(45.0)	(2.21)	(48)	(37.8)

注 1 (1) ①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e.dのうち、 (注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e (注3)
製造業計	人 7,794.5 (7,324.5)	人 1,504 (1,428)	人 55 (59)	人 1,495 (1,469)	人 65 (63)	人 4,590.5 (4,415.5)	人 332 (315)	人 16 (19)	人 1,308 (1,198)	人 104 (101)	人 2,040.0 (1,897.5)	人 1,067 (937)	人 97 (96)	人 97 (53)	人 1,164.0 (1,011.5)
食料品・たばこ	人 743.5 (750.5)	人 74 (73)	人 12 (14)	人 95 (98)	人 14 (17)	人 262.0 (266.5)	人 48 (46)	人 7 (8)	人 252 (267)	人 43 (44)	人 376.5 (389.0)	人 86 (77)	人 19 (25)	人 19 (11)	人 105.0 (95.0)
繊維工業	人 17.0 (18.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 14.0 (14.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3.0 (3.0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (1.0)
木材・家具	人 120.0 (123.5)	人 27 (29)	人 1 (0)	人 15 (15)	人 0 (0)	人 70.0 (73.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 21 (21)	人 0 (0)	人 23.0 (23.0)	人 26 (27)	人 1 (1)	人 1 (0)	人 27.0 (27.5)
パルプ・紙・印刷	人 162.0 (157.0)	人 16 (15)	人 1 (2)	人 31 (27)	人 1 (1)	人 64.5 (59.5)	人 13 (12)	人 0 (0)	人 52 (52)	人 1 (1)	人 78.5 (76.5)	人 19 (21)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 19.0 (21.0)
化学工業	人 410.0 (380.5)	人 67 (74)	人 9 (8)	人 63 (67)	人 11 (4)	人 211.5 (225.0)	人 10 (10)	人 0 (0)	人 90 (66)	人 9 (9)	人 114.5 (90.5)	人 69 (54)	人 15 (13)	人 15 (9)	人 84.0 (65.0)
窯業・土石	人 42.0 (42.0)	人 10 (10)	人 1 (1)	人 12 (12)	人 2 (1)	人 34.0 (33.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 7 (7)	人 1 (2)	人 1 (1)	人 8.0 (8.5)
鉄鋼	人 45.0 (56.5)	人 5 (7)	人 1 (2)	人 15 (17)	人 2 (3)	人 27.0 (34.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 8 (7)	人 0 (0)	人 12.0 (11.0)	人 6 (11)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6.0 (11.0)
非鉄金属	人 143.0 (123.0)	人 24 (25)	人 1 (2)	人 49 (41)	人 0 (1)	人 98.0 (93.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 14 (12)	人 2 (1)	人 15.0 (12.5)	人 29 (16)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 30.0 (17.0)
金属製品	人 352.0 (340.0)	人 50 (43)	人 5 (4)	人 75 (73)	人 3 (2)	人 181.5 (164.0)	人 23 (24)	人 0 (1)	人 82 (93)	人 3 (4)	人 129.5 (144.0)	人 37 (31)	人 4 (1)	人 4 (1)	人 41.0 (32.0)
電気機械	人 1,276.5 (1,242.0)	人 275 (270)	人 5 (7)	人 250 (267)	人 10 (6)	人 810.0 (817.0)	人 37 (34)	人 0 (1)	人 160 (149)	人 31 (31)	人 249.5 (233.5)	人 194 (173)	人 23 (23)	人 23 (14)	人 217.0 (191.5)
その他機械	人 3,768.5 (3,563.5)	人 829 (783)	人 15 (16)	人 744 (742)	人 20 (23)	人 2,427.0 (2,335.5)	人 152 (152)	人 5 (4)	人 489 (443)	人 9 (6)	人 802.5 (754.0)	人 518 (456)	人 21 (22)	人 21 (14)	人 539.0 (474.0)
その他	人 715.0 (528.0)	人 123 (95)	人 4 (3)	人 140 (104)	人 2 (5)	人 391.0 (299.5)	人 45 (33)	人 4 (5)	人 139 (87)	人 6 (5)	人 236.0 (160.5)	人 76 (63)	人 12 (8)	人 12 (2)	人 88.0 (68.0)

注 1 (1) ②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	2,709 (100.0%)	1,783 (65.8%)	559 (20.6%)	205 (7.6%)	92 (3.4%)	66 (2.4%)	4 (0.1%)	— —	— —	1,570 (58.0%)
43.5-100人未満	1,426 (100.0%)	1,335 (93.6%)	91 (6.4%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	1,317 (92.4%)
100-300人未満	934 (100.0%)	381 (40.8%)	383 (41.0%)	128 (13.7%)	31 (3.3%)	11 (1.2%)	— —	— —	— —	253 (27.1%)
300-500人未満	185 (100.0%)	41 (22.2%)	51 (27.6%)	38 (20.5%)	31 (16.8%)	24 (13.0%)	— —	— —	— —	0 (0.0%)
500-1000人未満	111 (100.0%)	16 (14.4%)	25 (22.5%)	30 (27.0%)	19 (17.1%)	20 (18.0%)	1 (0.9%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	53 (100.0%)	10 (18.9%)	9 (17.0%)	9 (17.0%)	11 (20.8%)	11 (20.8%)	3 (5.7%)	— —	— —	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(5) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 564 (535)	人 1,318 (1,287)	人 127 (126)	人 4,135 (4,231)	人 3,275 (3,204)	人 9,419 (9,383)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	人 53 (52)	人 109 (101)	人 13 (9)	人 422 (456)	人 380 (407)	人 977 (1,025)
100～ 300人未満	85 (82)	214 (220)	21 (28)	852 (889)	742 (802)	1,914 (2,021)
300～ 500人未満	37 (45)	96 (104)	10 (8)	394 (438)	316 (312)	853 (907)
500～ 1000人未満	108 (111)	225 (232)	23 (14)	699 (727)	495 (487)	1,550 (1,571)
1,000人以上	281 (245)	674 (630)	60 (67)	1,768 (1,721)	1,342 (1,196)	4,125 (3,859)

注 1(5)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 5 (3)	人 10 (8)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	3 (2)
建設業	12 (12)	15 (15)	3 (2)	132 (145)	99 (106)	261 (280)
製造業	97 (94)	611 (570)	42 (35)	1,215 (1,232)	938 (914)	2,903 (2,845)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	3 (1)	8 (6)
情報通信業	59 (54)	101 (89)	8 (14)	325 (298)	218 (183)	711 (638)
運輸業、郵便業	15 (17)	52 (60)	9 (9)	357 (375)	314 (302)	747 (763)
卸売業、小売業	75 (60)	110 (129)	11 (21)	503 (537)	421 (428)	1,120 (1,175)
金融業、保険業	15 (13)	29 (30)	4 (1)	67 (71)	58 (62)	173 (177)
不動産業、物品賃貸業	3 (4)	14 (12)	2 (1)	35 (35)	39 (33)	93 (85)
学術研究、 専門・技術サービス業	32 (67)	44 (50)	2 (1)	203 (244)	178 (197)	459 (559)
宿泊業、 飲食サービス業	7 (12)	33 (34)	4 (7)	63 (70)	67 (62)	174 (185)
生活関連サービス業、 娯楽業	5 (7)	19 (20)	0 (2)	87 (80)	54 (59)	165 (168)
教育、学習支援業	13 (13)	6 (7)	1 (0)	72 (71)	67 (63)	159 (154)
医療、福祉	184 (135)	164 (158)	27 (21)	634 (596)	392 (358)	1,401 (1,268)
複合サービス事業	5 (6)	14 (13)	0 (1)	36 (44)	31 (33)	86 (97)
サービス業	42 (41)	105 (99)	14 (11)	395 (422)	390 (400)	946 (973)

注 1(5)①の表と同じ。

詳細表

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体障 害者及び重 度知的障害 者、知的障 害者、知的障 害者 (注3)(注4)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 (注3)(注4)	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者 ある短時間 勤務職員(注 3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5 (注2)	F. うち新規雇 用分(注6)			
県の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	5	11,624.0	76	16	168	21	346.5	41.0	2.98	5	100.0
	(5)	(11,627.0)	(77)	(13)	(153)	(21)	(330.5)	(26.0)	(2.84)	(5)	(100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体 障害者 (注4)	b. 重度身 体障害者 ある短時間 勤務職員(注 4)	c. 重度以外 の身体障害 (注4)	d. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者、知的障 害者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇 用分(注6)	a. 重度知 識障害者 (注4)	b. 重度知 識障害者 ある短時間 勤務職員(注 4)	c. 重度以外 の知的障害 者、知的障 害者、知的障 害者 (注4)	d. 重度以外 の知的障害 者、知的障 害者、知的障 害者 (注4)	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇 用分(注6)	c. 精神障害 者 (注4)	d. 精神障害 者 ある短時間 勤務職員 (注4)	e. dのうち、 (注5)に該当 する職員 (注4)	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e (注3)	g. うち新規雇 用分(注6)
県の機関 (前年度分)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	346.5	76	15	111	16	286.0	18.0	0	1	1	5	4.5	3.0	38	18	18	56.0	20.0
	(330.5)	(77)	(12)	(108)	(18)	(283.0)	(14.0)	(0)	(1)	(0)	(3)	(2.5)	(0.0)	(33)	(12)	(12)	(45.0)	(12.0)

[2 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。
- 8 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

[2 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者（e欄（注5参照）に該当する者を除く。）である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④d欄の精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のa c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって次のいずれかに該当する者のみとしていた。
①令和元年6月2日以降に採用された者であること
②令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。
- 8 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

【参考】都道府県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

都道府県の機関	計	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	218	28	10	10	0	37	64	6	5	5	35	12	0	4	1	1	0

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
市町村等の機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	35	89,239.0	544	36	1,255	63	2,410.5	231.0	2.70	28	80.0
	(35)	(88,371.0)	(546)	(34)	(1,152)	(68)	(2,312.0)	(237.0)	(2.62)	(24)	(68.6)

注 2 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
市町村等の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2,410.5	542	35	581	46	1,723.0	86.0	2	1	141	17	154.5	23.0	418	115	115	533.0	122.0
	(2,312.0)	(544)	(33)	(572)	(39)	(1,712.5)	(100.0)	(2)	(1)	(133)	(18)	(147.0)	(24.5)	(359)	(99)	(88)	(452.5)	(112.5)

注 2 (1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

市町村の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・しゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
	1,204	54	40	137	4	160	351	41	47	25	188	92	4	41	7	7	6

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.6%）

① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5(注2)	F. うち新規雇用分(注6)			
地方独立行政法人等	法人 7 (7)	人 5,796.5 (5,823.5)	人 17 (18)	人 10 (8)	人 105 (96)	人 4 (3)	人 151.0 (141.5)	人 28.0 (27.5)	% 2.61 (2.43)	法人 7 (5)	% 100.0 (71.4)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)(注3)	f. うち新規雇用分(注6)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e(注3)	g. うち新規雇用分(注6)
地方独立行政法人等	人 151.0 (141.5)	人 17 (17)	人 10 (8)	人 24 (22)	人 4 (3)	人 70.0 (65.5)	人 11.0 (4.5)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 21 (17)	人 0 (0)	人 21.0 (19.0)	人 5.0 (0.0)	人 37 (35)	人 23 (22)	人 23 (22)	人 60.0 (57.0)	人 12.0 (23.0)

[3 ①の表の注]

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみを含むものとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。

6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 () 内は令和4年6月1日現在の数値である。

[3 ②表の注]

注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者（e欄（注5参照）に該当する者を除く。）である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④d欄で精神障害者である短時間労働者については1人を1カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。

① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 () 内は令和4年6月1日現在の数値である。

※「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条の第9号から第10号までの法人を指す。

【参考】独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
	55	2	9	0	28	16

4 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	11,624.0	346.5	2.98	0.0	
神奈川県知事部局	8,099.0	237.0	2.93	0.0	注4
神奈川県企業庁	1,006.0	30.0	2.98	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	243.0	6.0	2.47	0.0	
神奈川県議会議会局	84.5	3.0	3.55	0.0	
神奈川県警察本部	2,191.5	70.5	3.22	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧	
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
神奈川県知事部局	神奈川県監査事務局

(2) 県の教育委員会の状況（法定雇用率2.5%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	24,494.5	634.5	2.59	0.0	
神奈川県教育委員会	24,494.5	634.5	2.59	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(3) 市町村等の機関の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	89,239.0	2,410.5	2.70	19.5	
横浜市	38,740.5	1,014.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
川崎市	16,353.5	464.5	2.84	0.0	特例認定あり(注4)
相模原市	7,331.5	213.5	2.91	0.0	特例認定あり(注4)
横須賀市	3,402.5	94.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
平塚市	2,169.5	52.5	2.42	3.5	特例認定あり(注4)、注5
鎌倉市	1,311.0	37.5	2.86	0.0	特例認定あり(注4)
藤沢市	3,409.5	89.0	2.61	0.0	特例認定あり(注4)
小田原市	1,908.5	50.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
茅ヶ崎市	1,770.0	53.5	3.02	0.0	特例認定あり(注4)
逗子市	589.5	15.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
三浦市	366.0	14.0	3.83	0.0	特例認定あり(注4)
秦野市	1,193.0	30.5	2.56	0.5	特例認定あり(注4)
厚木市	2,108.0	60.5	2.87	0.0	特例認定あり(注4)
大和市	1,595.5	37.0	2.32	4.0	特例認定あり(注4)、注5
伊勢原市	735.5	19.0	2.58	0.0	特例認定あり(注4)
海老名市	908.0	28.0	3.08	0.0	特例認定あり(注4)
座間市	1,018.0	21.0	2.06	5.0	特例認定あり(注4)
南足柄市	402.0	12.0	2.99	0.0	特例認定あり(注4)
綾瀬市	645.5	19.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
葉山町	335.0	9.0	2.69	0.0	
寒川町	388.5	8.0	2.06	2.0	特例認定あり(注4)
大磯町	308.5	8.5	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
二宮町	217.5	6.5	2.99	0.0	
中井町	110.0	3.0	2.73	0.0	
大井町	153.5	4.0	2.61	0.0	
松田町	127.5	5.0	3.92	0.0	
山北町	112.5	3.5	3.11	0.0	
開成町	156.0	4.0	2.56	0.0	
箱根町	378.5	7.0	1.85	2.0	特例認定あり(注4)
真鶴町	99.5	2.0	2.01	0.0	
湯河原町	222.0	5.0	2.25	0.0	
愛川町	392.0	7.5	1.91	2.5	
清川村	92.0	2.0	2.17	0.0	
三浦市立病院	133.0	5.0	3.76	0.0	
高座清掃施設組合	55.5	6.0	10.81	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
- また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
- さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、短時間勤務職員である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①平塚市においては、12月1日時点において、障害者の数56.5人、実雇用率2.62%、不足数0.0人となっている。
- ②大和市においては、12月1日時点において、障害者の数41.0人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧（市町村長部局）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
横浜市	横浜市教育委員会	横浜市水道局	横浜市医療局病院経営本部	横浜市交通局	
川崎市	川崎市教育委員会	川崎市上下水道局	川崎市病院局	川崎市交通局	
相模原市	相模原市教育委員会				
横須賀市	横須賀市教育委員会	横須賀市上下水道局			
平塚市	平塚市教育委員会	平塚市民病院			
鎌倉市	鎌倉市教育委員会				
藤沢市	藤沢市教育委員会				
小田原市	小田原市教育委員会	小田原市上下水道局	小田原市立病院		
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市教育委員会	茅ヶ崎市立病院(R5.5.31認定)			
逗子市	逗子市教育委員会				
三浦市	三浦市教育委員会				
秦野市	秦野市教育委員会				
厚木市	厚木市教育委員会	厚木市病院事業			
大和市	大和市教育委員会				
伊勢原市	伊勢原市教育委員会	伊勢原市監査委員	伊勢原市議会	伊勢原市選挙管理委員会	伊勢原市農業委員会
海老名市	海老名市教育委員会				
座間市	座間市教育委員会	座間市上下水道局			
南足柄市	南足柄市教育委員会				
綾瀬市	綾瀬市教育委員会				
寒川町	寒川町教育委員会				
大磯町	大磯町教育委員会				
箱根町	箱根町教育委員会				

(4) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.6%）

	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	5,796.5	151.0	2.61	0.0	
横浜市住宅供給公社	144.0	3.0	2.08	0.0	
川崎市住宅供給公社	80.0	2.0	2.50	0.0	
神奈川県住宅供給公社	110.0	2.0	1.82	0.0	
公立大学法人横浜市立大学	2,870.0	74.0	2.58	0.0	
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	156.0	6.0	3.85	0.0	
地方独立行政法人神奈川県立病院機構	2,215.5	59.0	2.66	0.0	
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所	221.0	5.0	2.26	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、短時間労働者である精神障害者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 この集計は、令和5年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。